

5 湖沼法に基づく汚濁負荷量規制基準

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準
(平成 21 年 3 月 31 日 岡山県告示第 227 号)

汚濁負荷量規制基準は、県知事が一定規模（平均排水量 50 m³/日）以上の湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度であり、指定湖沼（児島湖）に係る汚濁負荷量を削減する主要な方途である。

汚濁負荷量規制基準は、次に掲げる算式により定められる。

$$1 \quad L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

(化学的酸素要求量に係るものにあつては昭和 62 年 4 月 1 日、窒素含有量及びりん含有量に係るものにあつては平成 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に新たに設置された湖沼特定事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 2 項の規定による許可の申請若しくは第 7 条第 2 項の規定による届出又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 5 条若しくは第 6 条の規定による届出がなされたものを除く。以下「新設事業場」という。）であつて下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設若しくは浄化槽又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 4 第 1 項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設（浄化槽に限る。以下「農業集落排水施設」という。）（以下「污水处理施設等」という。）を設置する事業場以外のもの)

この式において、L、Q、a 及び b は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

a 及び b 化学的酸素要求量に係るものについては排出水に適用される水質汚濁防止法又は水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年岡山県条例第 65 号。以下「条例」という。）に基づく化学的酸素要求量に係る排水基準（最大値に係るものをいい、化学的酸素要求量について排水基準が適用されない場合については生物化学的酸素要求量に係る排水基準とする。以下「化学的酸素要求量の排水基準」という。）の区分に従いそれぞれ別表 1 のとおりとし、窒素含有量に係るものについてはそれぞれ別表 2 のとおりとし、りん含有量に係るものについてはそれぞれ別表 3 のとおりとする。

$$2 \quad L = \{ a \cdot Q^{b-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{b_0} \} \times 10^{-3}$$

(新設事業場以外の湖沼特定事業場（污水处理施設等を設置する事業場を除く。))

この式において、L、Q、Q₀、a、a₀、b 及び b₀ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q₀ 適用日の前日における排出水の量（適用日前に瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 2 項若しくは第 8 条第 2 項の規定による許可の申請若しくは第 7 条第 2 項の規定による届出又は水質汚濁防止法第 5 条、第 6 条若しくは第 7 条の規定による届出がされたものにあつては、当該許可の申請若しくは届出に係る排出水の量）（単位 1 日につき立方メートル）

a 及び b 前号の式において用いられる a 及び b と同じ値

a₀ 及び b₀ 化学的酸素要求量に係るものについてはそれぞれ別表 1 のとおりとし、窒素含有量に係るものについてはそれぞれ別表 2 のとおりとし、りん含有量に係るものについてはそれぞれ別表 3 のとおりとする。

$$3 \quad L = C \cdot d \cdot Q \times 10^{-3}$$

(污水处理施設等を設置する事業場)

この式において、L、Q、C 及び d は、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

Q 排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

C 排出水に適用される水質汚濁防止法又は条例に基づく排水基準（最大値に係るものをいい、化学的酸素要求量に係るものについては化学的酸素要求量の排水基準とする。ただし、地方公共団体が設置する浄化槽及び農業集落排水施設における排水基準は、別表 4 の 3 (1) に掲げるとおりとする。（単位 1 リットルにつきミリグラム）

d 別表 4 のとおりとする。

別表 1

化学的酸素要求量に係る a, b, a₀及び b₀の値

化学的酸素要求量に係る排水基準 単位：1リットルにつきミリグラム	a	b	a ₀	b ₀
15	17.0	0.97	16.3	0.98
20	22.7		21.7	
25	28.3	0.95	27.2	0.96
30	37.0		35.5	
35	43.1		41.4	
40	49.3		47.3	
45	55.4		53.2	
50	61.6		59.1	
60	73.9		70.9	
70	86.2		82.7	
80	98.6		94.5	
90	111	106		
100	140	0.92	134	0.93
120	168		161	
130	182		174	
150	209		201	
160	223		214	

別表 2

窒素含有量に係る a, b, a₀及び b₀

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位：1日につき立法メートル	a		b	a ₀	b ₀
			既設 事業場	新設 事業場			
紙パルプ製造業に係るもの		500 以上	17.8	11.9	0.96	17.0	0.97
		500 未満	26.8	20.1	0.93	25.7	0.94
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		500 以上	35.5	11.9	0.96	34.0	0.97
		500 未満	53.6	40.2	0.93	51.4	0.94
旅館業又は病院に係るもの			71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場		35.5	23.7	0.96	34.0	0.97
	飲食店		71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
自動式車両洗浄施設を設置するもの		500 以上	17.8	11.9	0.96	34.0	0.97
		500 未満	26.8	20.1	0.93	68.0	0.94
し尿処理施設を設置するもの	し尿浄化槽		59.1	23.7	0.96	56.7	0.97
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	し尿を単独に処理するもの		119	35.5	0.96	113	0.97
	その他のもの		71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業		11.9	11.9	0.96	11.3	0.97
	自動車特定整備事業	500 以上	17.8	11.9	0.96	17.0	0.97
		500 未満	26.8	20.1	0.93	25.7	0.94
	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業		71.0	35.5	0.96	68.0	0.97
	その他のもの	500 以上	23.7	11.9	0.96	22.7	0.97
		500 未満	40.2	26.8	0.93	38.5	0.94
その他の特定事業場（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。）		500 以上	23.7	11.9	0.96	22.7	0.97
		500 未満	40.2	26.8	0.93	38.5	0.94

備考

- 1 特定事業場の区分は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表備考1に定めるとおりとする。
- 2 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場においては、aが最小となる特定事業場の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 3 この表の特別業種の区分欄に掲げる事業でこの表の特定事業場の区分欄に掲げる同一の特定事業場に属するものを2以上行っている工場又は事業場においては、aが最大となる特別業種の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 4 この表の特定事業場の区分に該当しない湖沼特定事業場に係るa, b, a₀及びb₀の適用については、aを142と、bを0.96と、a₀を136と、b₀を0.97とする。

別表 3

りん含有量に係る a, b, a₀及び b₀

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位：1日につき立法メートル	a		b	a ₀	b ₀
			既設 事業場	新設 事業場			
紙パルプ製造業に係るもの		500 以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
		500 未満	5.36	2.68	0.93	5.14	0.94
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		500 以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
		500 未満	5.36	2.63	0.93	5.14	0.94
旅館業又は病院に係るもの			8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場		4.73	2.37	0.96	4.53	0.97
	飲食店		8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
自動式車両洗浄施設を設置するもの		500 以上	2.37	1.19	0.96	2.27	0.97
		500 未満	4.02	2.68	0.93	3.85	0.94
し尿処理施設を設置するもの	し尿浄化槽		7.10	3.55	0.96	6.80	0.97
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	し尿を単独に処理するもの		11.9	4.73	0.96	11.3	0.97
	その他のもの		8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業		1.19	1.19	0.96	1.13	0.97
	自動車特定整備事業	500 以上	2.37	1.19	0.96	2.27	0.97
		500 未満	4.02	2.68	0.93	3.85	0.94
	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業		8.28	4.73	0.96	7.93	0.97
	その他のもの	500 以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
500 未満		5.36	2.68	0.93	5.14	0.94	
その他の特定事業場（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。）		500 以上	3.55	1.19	0.96	3.40	0.97
		500 未満	5.36	2.68	0.93	5.14	0.94

備考

- 1 特定事業場の区分は、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表備考1に定めるとおりとする。
- 2 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場においては、aが最小となる特定事業場の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 3 この表の特別業種の区分欄に掲げる事業でこの表の特定事業場の区分欄に掲げる同一の特定事業場に属するものを2以上行っている工場又は事業場においては、aが最大となる特別業種の区分のa, b, a₀及びb₀を適用する。
- 4 この表の特定事業場の区分に該当しない湖沼特定事業場に係るa, b, a₀及びb₀の適用については、aを19.0と、bを0.96と、a₀を18.1と、b₀を0.97とする。

別表 4

1 下水道終末処理施設に係る d の値

事業場名称	d		
	化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
児島湖浄化センター	1.0	0.18	0.08
山手浄化センター	1.0	1.0	1.0
足守浄化センター	1.0	0.50	0.50

備考 児島湖浄化センターに係る化学的酸素要求量の排水基準を算定する場合には、第3号の算式中Cは、同号の規定にかかわらず、生物化学的酸素要求量の排水基準とする。

2 地方公共団体が設置するし尿処理施設に係る d

事業場名称	d		
	化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
アクアセンター吉備路	1.0	1.0	1.0
備南衛生施設組合清鶴苑	1.0	1.0	1.0

3 地方公共団体が設置する浄化槽及び農業集落排水施設に係る d の値

(1) 化学的酸素要求量に係る排水基準及び d の値

構造方法	構造	人槽	排水基準 単位：1リットルにつきミリグラム	d
第6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式 散水ろ床方式 標準活性汚泥法式	501人以上	40	0.75
		201人以上 500人以下	80	0.38
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	501人以上	40	0.25
		201人以上 500人以下	80	0.13
第9	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19
第10	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19
第11	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	501人以上	40	0.38
		201人以上 500人以下	80	0.19

備考

- 「構造方法欄」は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年告示」という。）の構造方法を示す。
- 昭和55年建設省告示第1292号の一部を改正する件（平成12年建設省告示第1465号）による改正前の昭和55年告示に基づく性能を有する浄化槽、個別認定を受けた浄化槽その他この表に示す構造にあてはまらない浄化槽（3において「旧構造の浄化槽」という。）については、その性能を排水基準（水質汚濁防止法又は条例に基づく排水基準であって最大値に係るものをいう。（2）の表備考2において同じ。）で除した値を d 値（小数点以下2位未満は、切り上げるものとする。）とする。
- 旧構造の浄化槽についての化学的酸素要求量に係る排水基準は、1リットルにつき80ミリグラムとする。

(2) 窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準及びdの値

構造方法	構造	排水基準 単位：1リットルにつきミリグラム		d	
		窒素含有量	りん含有量	窒素含有量	りん含有量
第6	回転板接触方式 接触ばっ気方式 長時間ばっ気方式 散水ろ床方式 標準活性汚泥法式	20	3	1.0	1.0
		30	4		
		50	6		
		60	7		
		100	10		
第7	接触ばっ気・ろ過方式 凝集分離方式	20	3	1.0	1.0
		30	4		
		50	6		
		60	7		
第8	接触ばっ気・活性炭吸着方式 凝集分離・活性炭吸着方式	20	3	1.0	1.0
		30	4		
		50	6		
		60	7		
第9	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	3	1.0	0.34
		30	4	0.67	0.25
		50	6	0.40	0.17
		60	7	0.34	0.15
		100	10	0.20	0.10
第10	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	3	0.75	0.34
		30	4	0.50	0.25
		50	6	0.30	0.17
		60	7	0.25	0.15
		100	10	0.15	0.10
第11	硝化液循環活性汚泥法式 三次処理脱窒・脱りん方式	20	3	0.50	0.34
		30	4	0.34	0.25
		50	6	0.20	0.17
		60	7	0.17	0.15
		100	10	0.10	0.10

備考

- 1 「構造方法欄」は、昭和55年告示の構造方法を示す。
- 2 昭和55年建設省告示第1292号の一部を改正する件（平成12年建設省告示第1465号）による改正前の昭和55年告示に基づく性能を有する浄化槽、個別認定を受けた浄化槽その他この表に示す構造にあてはまらない浄化槽については、その性能を排水基準で除した値をd値（小数点以下2位未満は、切り上げるものとする。）とする。

6 湖沼法指定施設等の構造基準等

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例
(平成 14 年岡山県条例第 71 号)

指定施設等	構造及び使用の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（湖沼法政令第 6 条第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が 40 m²以上 50 m²未満の事業場に係るものに限る。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 160 m²以上 200 m²未満の事業場に係るものに限る。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 400 m²以上 500 m²未満の事業場に係るものに限る。） ・ 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（湖沼法政令第 10 条） <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 m²未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 m²未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 m²未満の事業場に係るものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豚房等の床は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。 ・ 豚房等の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない適切な広さ及び高さを有する構造とすること。 ・ 豚房等に接する畜舎の通路等のうち汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、汚物又は汚水の除去に支障を来さない構造とすること。 ・ 汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、汚物又は汚水の保管又は貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。 ・ 豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造とすること。 ・ 汚物の保管設備等の汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物の保管設備等を適切に使用すること。 ・ ふん尿がみだりに流失しないよう適切に管理すること。 ・ 以上の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事由がある場合にあつては、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
<p>こいの養殖施設（網いけすの総面積が 500 m²を超えるものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料の投与に当たっては、網生けすの外へ散布しないようにすること。 ・ 死魚は、湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること。

7 県条例第 53 条に基づく排水基準

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排出基準、構造等の基準及び排水基準
(平成 14 年岡山県告示第 185 号)

排出水の排水基準は、別表第 7 の上欄に掲げる有害物質を含む排出水の汚染状態については当該有害物質ごとに同表の下欄に定めるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については別表第八のそれぞれの表に掲げる工場又は事業場の区分の種類ごとに同表に定めるとおりとする。

別表第 7 排出水の排水基準(その 1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム
ひ素及びその化合物	1 リットルにつきひ素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名シマジン又は CAT)	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
N・N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム

別表第8 排出水の排水基準(その2)

1 排出水を排出する工場又は事業場で、最大排水量が50立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準

(1) 昭和49年9月17日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設を設置するものについては、平成5年6月1日)前に特定施設を設置しているもの(設置の工事をしているものを含む。)

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量		フェノ ール類 含有量	銅含有 量	亜鉛含 有量	溶解性 鉄含有 量	溶解性 マンガン 含有量	クロム 含有量	大腸菌 群数 ^{※1}	大腸菌 数 ^{※2}
	海域 以外の公 共用水 域	海域	単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1 リットル につき ミリ グラム	単位:1 リットル につき ミリ グラム	単位:1 リットル につき ミリ グラム	単位:1 リットル につき ミリ グラム	単位:1 リットル につき ミリ グラム	単位:1 リットル につき ミリ グラム	単位:1 立方セ ンチメ ートル につき 個	単位:1 ミリリ ットル につき コロニ ー形成 単位
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均
規則別表第6の5の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	40以下	60	40以下	60	50以下	70	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の6の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	30以下	40	30以下	40	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の7の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	20以下	30	20以下	30	100以下	120	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	40以下	60	40以下	60	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	60以下	80	60以下	80	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	40以下	60	40以下	60	70以下	90	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量		フェノ ール類 含有量	銅含有 量	亜鉛含 有量	溶解性 鉄含有 量	溶解性 マンガ ン含有 量	クロム 含有量	大腸菌 群数※1	大腸菌 数※2
	海域以 外の公 共用水 域	海域	単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1 リットル につ きミリ グラム	単位：1 リット ルにつ きミリ グラム	単位：1 リット ルにつ きミリ グラム	単位：1 リット ルにつ きミリ グラム	単位：1 リット ルにつ きミリ グラム	単位：1 リット ルにつ きミリ グラム	単位：1 立方セ ンチメ ートル につ き 個	単位：1 ミリリ ットル につ き コロニ ー形成 単位
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	30以下	50	30以下	50	50以下	70	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	30以下	50	30以下	50	50以下	70	5	30	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6に掲げる施設(同表の20の項に掲げる施設を除く。)のうち前各項に掲げるもの以外のものを設置するもの	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	100以下	120	100以下	120	70以下	90	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下

※1 令和7年3月31日まで適用

※2 令和7年4月1日から適用

(2) 昭和49年9月7日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設を設置するもの)については、平成5年6月1日)以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量		フェノ ール類 含有量	銅含有 量	亜鉛含 有量	溶解性 鉄含有 量	溶解性 マンガン 含有量	クロム 含有量	大腸菌 群数*1	大腸菌 数*2
	海域以外 の公共用 水域	海域	単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1リットルにつきミリグラム		単位:1 リットルにつ きミリ グラム	単位:1 リットルにつ きミリ グラム	単位:1 リットルにつ きミリ グラム	単位:1 リットルにつ きミリ グラム	単位:1 リットルにつ きミリ グラム	単位:1 リットルにつ きミリ グラム	単位:1 立方セ ンチメ ートル につき 個	単位:1 ミリリ ットル につき コロニ ー形成 単位
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもので給食施設に係るもの	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	—	—	50以下	70	70以下	90	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	50以下	70	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	30以下	40	50以下	70	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	50以下	70	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	40以下	50	3	5	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	20以下	30	40以下	50	3	5	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
規則別表第6に掲げる施設 (同表の20の項に掲げる施設を除く。)のうち 平均排水量300立方メートル以上のものを	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	—	—	10以下	15	30以下	40	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下
平均排水量300立方メートル未満のものを	5.8以上 8.6以下	5以上9以下	—	—	20以下	30	40以下	50	5	20	5	3	5	10	10	2	3,000以下	800以下

※1 令和7年3月31日まで適用

※2 令和7年4月1日から適用

2 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下「湖沼法」という。）第 3 条第 2 項に規定する指定地域内に特定施設を設置している工場又は事業場で、最大排水量が 50 立方メートル未満で平均排水量が 20 立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準

(1) 平成 5 年 6 月 1 日前に特定施設を設置しているもの

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量	動植物油類含有量
								最大	最大
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	90以下	160	90以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	90以下	160	90以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30
規則別表第6の1の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	120以下	160	120以下	160	150以下	200	5	30

(2) 平成5年6月1日以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉍油類含有量	動植物油類含有量
								最大	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	60以下	80	70以下	90	5	30
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	40以下	60	70以下	90	5	30
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	60以下	80	70以下	90	5	30
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	40以下	60	70以下	90	5	30
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	30以下	50	50以下	70	5	30
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	30以下	50	50以下	70	5	30
規則別表第6の1の項及び3の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	5.8以上8.6以下	—	—	40以下	60	70以下	90	5	30

3 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内に特定施設を設置している工場又は事業場で最大排水量が50立方メートル以上又は平均排水量が20立方メートル以上のものから排出される排出水の排水基準

(1) 平成5年6月1日前に特定施設を設置しているもの

工場又は事業場の区分	排水量区分	窒素含有量 単位：1リットルにつきミリグラム		りん含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		日間平均	最大	日間平均	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもの		30以下	60	3.5以下	7
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの		15以下	30	2以下	4
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	15以下	30	2以下	4
	最大排水量50立方メートル未満	20以下	40	3.5以下	7
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの		30以下	60	3.5以下	7
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	15以下	30	2以下	4
	最大排水量50立方メートル未満	20以下	40	3.5以下	7
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1.5以下	3
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4
規則別表第6の1の項及び3の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	15以下	30	2以下	4
	最大排水量50立方メートル未満	20以下	40	3.5以下	7

(2) 平成5年6月1日以後に特定施設を設置するもの

工場又は事業場の区分	排水量区分	窒素含有量 単位：1リットルにつきミリグラム		りん含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		日間平均	最大	日間平均	最大
規則別表第6の2の項に掲げる施設を設置するもの		15以下	30	2以下	4
規則別表第6の12の項に掲げる施設を設置するもの		10以下	20	1以下	2
規則別表第6の13の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4
規則別表第6の14の項から17の項までに掲げる施設を設置するもの		15以下	30	2以下	4
規則別表第6の18の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4
規則別表第6の19の項に掲げる施設を設置するもの	最大排水量50立方メートル以上	7.5以下	15	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	10以下	20	1.5以下	3
規則別表第6の1の項及び3の項から10の項までに掲げる施設を設置するもの	平均排水量500立方メートル以上	5以下	10	0.5以下	1
	平均排水量500立方メートル未満				
	最大排水量50立方メートル以上	10以下	20	1以下	2
	最大排水量50立方メートル未満	15以下	30	2以下	4

備考

- 1 この表において「最大排水量」とは、工場又は事業場から排出される排水の1日当たりの最大量をいう。
- 2 この表において「平均排水量」とは、工場又は事業場から通常排出される排水の1日当たりの量をいう。
- 3 この表において「日間平均」とは、1日の排水の平均的な汚染状態をいう。
- 4 この表の生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 5 この表に掲げる排水基準は、検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 6 この表の工場又は事業場の区分欄に掲げる工場又は事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場において、それぞれの工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。
- 7 この表に掲げる排水基準は、規則別表第6の20の項に掲げる施設を設置する工場又は事業場(以下「処理事業場」という。)が排出する排水については、処理事業場が当該工場又は事業場の属する工場又は事業場の区分に該当するものとみなして適用する。この場合において、処理事業場が2以上の工場又は事業場の区分に該当するときは、前項の規定を準用する。
- 8 昭和49年9月17日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設にあっては、平成5年6月1日)の前日において特定施設を設置している工場又は事業場に、同日以後特定施設が設置された場合には、1の(1)の表の排水基準を適用する。
- 9 昭和49年9月17日(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設にあっては、平成5年6月1日)の前日において特定施設を設置している工場又は事業場が、同日以後県内(規則別表第6の12の項から19の項までに掲げる施設にあっては、湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内)において移転した場合には、1の(1)の表の排水基準を適用する。
- 10 平成5年6月1日の前日において湖沼法第3条第2項に規定する指定地域外に特定施設を設置している工場又は事業場が、同日以後、同指定地域内に移転した場合には、3の(1)の表の排水基準を適用する。

8 地下水の水質の浄化措置命令に係る測定点及び浄化基準
(水質汚濁防止法施行規則第9条の3)

(1) 測定点

	地下水の利用等の状態	測定点
1	人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第2号から第4号までに掲げるものを除く。）	井戸のストレーナー 揚水機の取水口 地下水の取水口
2	水道法第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合	原水の取水施設の取水口
3	災害対策基本法第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供される水の水源とされている場合	井戸のストレーナー 揚水機の取水口 地下水の取水口
4	水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合	地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー 揚水機の取水口 地下水の取水口

(2) 浄化基準（単位：mg/L）

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003(カドミウム)
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01(鉛)
六価クロム化合物	0.02(六価クロム)
砒素及びその化合物	0.01(砒素)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005(水銀)
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	0.01(セレン)
ほう素及びその化合物	1(ほう素)
ふつ素及びその化合物	0.8(ふつ素)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10(亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
塩化ビニルモノマー	0.002
1,4-ジオキサン	0.05

備考 検定方法

水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成8年環境庁告示55号）